

令和 8 年第 1 回東広島市議会定例会

議案

令和 8 年 2 月

承認案第1号 専決処分の承認について 1

承認案第2号 専決処分の承認について 4

諮問第3号から諮問第6号まで
人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める
ことについて 7

同意案第7号から同意案第30号まで
農業委員会委員の任命の同意について 9

同意案第31号から同意案第36号まで
東広島市志和財産区管理委員の選任の同意につ
いて 12

同意案第37号から同意案第41号まで
東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意に
ついて 14

同意案第42号から同意案第46号まで
東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に
ついて 16

同意案第47号から同意案第50号まで
東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意に
ついて 18

同意案第 5 1 号から同意案第 5 6 号まで		
東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について.....	20	
議案第 5 7 号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について.....	22
議案第 5 8 号	調停の成立について.....	26
議案第 5 9 号	市道の路線の廃止について.....	35
議案第 6 0 号	市道の路線の認定について.....	37
議案第 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	40
議案第 6 2 号	請負契約の締結について.....	42
議案第 6 3 号	請負契約の変更について.....	44
議案第 6 4 号	請負契約の変更について.....	46
議案第 6 5 号	東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について.....	48
議案第 6 6 号	東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について.....	51
議案第 6 7 号	東広島市行政手続条例の一部改正について.....	65
議案第 6 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について.....	68

議案第69号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について	72
議案第70号	東広島市税条例の一部改正について	74
議案第71号	東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	77
議案第72号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について	80
議案第73号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	83
議案第74号	東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	86
議案第75号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	89
議案第76号	東広島市手数料条例の一部改正について	95
議案第77号	東広島市火災予防条例の一部改正について	98

承認案第1号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

令和7年8月27日、市道八本松7号線において、当該道路内に設置している学校施設（雨水樹）^{ます}の管理上の瑕疵^{かし}により、当該雨水樹の蓋が貨物自動車の走行によって跳ね上がり、当該貨物自動車のオイルタンク等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。—略—

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年1月29日

東広島市長 高 垣 廣 德

1 損害賠償の額

56万2,573円

2 債 権 者

東広島市西条中央三丁目6番12号

株式会社中電工 広島中部支社

執行役員支社長 高 橋 達 也

承認案第2号

専決処分の承認について

令和7年度東広島市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

令和7年度東広島市一般会計予算の歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるととき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めるなければならない。

専 決 処 分 書

令和 7 年度東広島市一般会計予算を別冊のとおり補正することについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 1 月 23 日

東広島市長 高 垣 廣 德

諮問第3号から諮問第6号まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
3	水 岡 満	東広島市
4	宗 本 祥 子	東広島市
5	村 田 清 子	東広島市
6	梶 原 真 一	東広島市

(提案理由)

人権擁護委員が令和7年10月31日をもって解嘱され、及び人権擁護委員の任期が令和8年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第7号から同意案第30号まで

農業委員会委員の任命の同意について

東広島市農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
7	腰 本 直 治	東広島市
8	長 原 豊	東広島市
9	高 尾 昭 臣	東広島市
10	村 上 義 則	東広島市
11	杉 本 源 藏	東広島市
12	仲 伏 英 雄	東広島市
13	榎 龍 志	東広島市
14	財 満 俊 子	東広島市
15	高 木 昭 夫	東広島市
16	兒 玉 康 裕	東広島市
17	脇 坂 俊 之	東広島市
18	久 保 伸 司	東広島市

19	大月 靖 規	東広島市
20	高橋 久 雄	東広島市
21	在間 輝 昭	東広島市
22	古川 みどり	東広島市
23	橋川 一 則	東広島市
24	住井 正 美	東広島市
25	土井 浩 文	東広島市
26	古本 啓 之	東広島市
27	森桶 茂 和	東広島市
28	森下 美 冬	東広島市
29	山崎 拓 人	東広島市
30	尾原 恵 美	東広島市

(提案理由)

東広島市農業委員会委員の任期が令和8年5月31日をもって満了するため、当該委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

農業委員会等に関する法律

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第31号から同意案第36号まで

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
31	近藤敏文	東広島市
32	下村昭治	東広島市
33	吉川和之	東広島市
34	高木昭夫	東広島市
35	牧尾良二	東広島市
36	檜垣孝昌	東広島市

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和8年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第37号から同意案第41号まで

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第4号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
37	吉川和之	東広島市
38	里川敏夫	東広島市
39	山中義明	東広島市
40	高木昭夫	東広島市
41	清老和生	東広島市

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和8年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第42号から同意案第46号まで

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第5号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
42	上 田 秋 人	東広島市
43	伊 関 敏 雄	東広島市
44	牧 尾 良 二	東広島市
45	森 行 裕 章	東広島市
46	中 本 勝	東広島市

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和8年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第47号から同意案第50号まで

東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市西志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市西志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第6号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
47	近藤敏文	東広島市
48	下村昭治	東広島市
49	三宅洋文	東広島市
50	檜垣孝昌	東広島市

(提案理由)

東広島市西志和財産区管理委員の任期が令和8年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市西志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第51号から同意案第56号まで

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理条例（平成14年東広島市条例第8号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
51	山 本 敏 正	東広島市
52	竹 谷 正 信	東広島市
53	福 村 基 樹	東広島市
54	天 野 通 明	東広島市
55	國 安 正	東広島市
56	大多和 徹	東広島市

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和8年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（－略－）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第 5 7 号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(提案理由)

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について、事業費の額を変更する必要が生じたため、当該計画を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

総合整備計画書

広島県東広島市安芸津町風早 大芝辺地
(辺地の人口 126人 面積 1.74km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市安芸津町風早

(2) 地域の中心の位置

東広島市安芸津町風早 2274番地

(3) 辺地度点数

123点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本土から海峡約300mを隔てて瀬戸内海に浮かぶ大芝島であり、大芝島と本土との間は、平成9年に完成した大芝大橋で結ばれている。

この大芝大橋の開通により、島内の主要農産物である柑橘類の出荷や、通院・買い物など地域住民の本土への交通手段が車中心となり、また、当該辺地が瀬戸内海に面した風光明媚な土地であることに加え、テレビコマーシャルなどの撮影場所となって以降、自家用車により観光目的で島内を訪れる者も増加している。

大芝大橋については、架橋後27年が経過しており、令和5年度に道路照明、航路灯、航空障害灯などの電気設備を点検したところ電線機能の低下がみられた。

これらの電気設備は、航路標識法第3条に基づき設置している施設もあり、機能不全となってからの対策では重大な事故を招くおそれがあるため、予防保全的な補修が必要となることから、早急な対策が必要である。

島内の市道は、狭小区間やガードレールなどの安全施設が設置されていない危険な区間が点在しており、これらの区間は、車の離合や消防車、救急車などの緊急車両のスムーズな通行の妨げとなっているほか、コミュニティバスが必要な地域への運行ができない要因にもなっており、島内の市道の改良は地域住民の生活

水準の向上に繫要な課題である。

また、大芝島から望む小芝島はハートの形状に見えることから、近年、若年世代を中心に注目を集めつつあるが、駐車場及び景観を眺望することができる施設が存在しないことも課題となっている。

これらのことから、島内の生活利便性の向上を図るため、市道大芝海岸線を改良するとともに、地域住民においても、大芝島の魅力を活かした観光振興に意欲的であることから、地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加及び地域の活性化を図るために、当該辺地の観光資源となる展望台を新たに整備しようとするものである。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
交通通信施設 市町村道・橋りょう（大芝大橋）	東広島市	54,700	0	54,700	54,700
交通通信施設 市町村道・橋りょう（大芝海岸線）	東広島市	280,000	0	280,000	280,000
産業振興施設 観光、レクリエーションに関する施設（（仮称）大芝島展望台）	東広島市	121,700	0	121,700	121,700
合計		456,400	0	456,400	456,400

議案第58号

調停の成立について

東広島簡易裁判所 建物等収去土地明渡等調停申立事件について、次のとおり調停を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 事件名

建物等収去土地明渡等調停申立事件

2 管轄裁判所

東広島簡易裁判所

3 相手方

4 調停条項案

別紙調停条項案のとおり

(提案理由)

東広島簡易裁判所に申し立てた調停について、当事者間において合意が成立する見込みであるため、調停を成立させることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略一）、和解（一略一）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

別紙

調停条項案

- 1 は、申立人に対し、別紙物件目録記載 1 の土地（以下、「本件 1 土地」という。）のうち別紙範囲図イロの各点を直線で結んだ線よりも南東側の部分の土地（水色で着色された部分。以下、「本件 1－1 土地」という。）及び同目録記載 2 の土地（以下、「本件 2 土地」という。）のうち別紙範囲図ロハの各点を直線で結んだ線よりも南東側の部分の土地（水色で着色された部分。以下、「本件 2－1 土地」という。）上の車等の動産一切を撤去して、同各土地を令和 8 年 10 月 1 日までに明け渡す。
- 2 (以下、「相手方ら」という。) は、申立人に対し、別紙物件目録記載 3 の土地（以下、「本件 3 土地」という。）上の車等の動産一切を撤去して、同土地を令和 8 年 10 月 1 日までに明け渡す。
- 3 (1) は、第 1 項及び前項により撤去した車については、令和 8 年 10 月 1 日から別紙物件目録記載 4 の土地のうち別紙範囲図記載の駐車ますの土地（以下、「本件仮駐車場土地」という。）上に移動させ、同日から同目録記載 5 の建物の補償契約で定めた物件移転完了期限までの間、本件仮駐車場土地を第 1 項及び前項により撤去した車の駐車場として使用することができる。
- (2) は、申立人に対し、前記 (1) の使用期間終了後 3 か月以内に本件仮駐車場土地を明け渡す。前記 (1) の使用期間終了後、本件仮駐車場土地上に車等の動産が残置されている場合、申立人は、これを撤去し、相手方らに指定した仮換地上に移動させることができる。相手方らは、これらについて予め了承し、一切異議を述べず、申立人に対し何らの請求もしない。
- 4 (1) 第 1 項の期限を経過した時点で、本件 1－1 土地及び本件 2－1 土地上に車等の動産が残置されている場合は、申立人の方でこれらを撤去し、本件仮駐車場土地上に移動させることができる。相手方らは、これらについて予め承

し、一切異議を述べず、申立人に対し何らの請求もしない。

(2) 第2項の期限を経過した時点で、本件3土地上に車等の動産が残置されている場合は、申立人の方でこれらを撤去し、本件仮駐車場土地上に移動させることができる。相手方らは、これらについて予め了承し、一切異議を述べず、申立人に対し何らの請求もしない。

5 (1) 申立人と相手方らは、申立人（申立人から委託を受けた業者を含む。）が本件1-1土地及び本件2-1土地上及び同各土地中に存する砂利敷等一切を撤去・処分することができる、同各土地につき東広島都市計画事業八本松駅前土地区画整理事業（以下、「本土地区画整理事業」という。）の工事を行うことのできる、並びに、本件1土地及び本件2土地に立ち入ることのできる、ことを確認し、相手方らは、これらについて一切異議を述べない。但し、申立人が前記撤去・処分及び工事を行うのは、第1項の期限後とする。

(2) 申立人と相手方らは、申立人（申立人から委託を受けた業者を含む。）が本件3土地上及び同土地中に存する竹木土石等一切を撤去・処分することができる、同土地につき本土地区画整理事業の工事を行うことのできる、並びに、本件3土地に立ち入ることのできる、ことを確認し、相手方らは、これらについて一切異議を述べない。但し、申立人が前記撤去・処分及び工事を行うのは、第2項の期限後とする。

(3) 申立人と相手方らは、前記（1）及び（2）について補償が不要であることを確認する。相手方らは、補償金等名目を問わず、申立人に対し、何らの金員等を請求しない。

6 (1) は、第1項及び第2項の各義務の履行並びに第3項（1）の本件仮駐車場土地への移動及び同項（2）の本件仮駐車場土地からの移動等に当たり、駐車場利用者への事前の通知、説明、駐車場利用者との調整、申立人による本土地区画整理事業に係る工事への協力依頼等を行い、申立人による本土地区画整理事業に係る工事に支障が生ずることがないようにするものとする。但し、申立人が、駐車場利用者への事前の通知及び説明等を行うことは妨げられず、は、このことを予め了承する。

(2) による第1項及び第2項の義務の履行、第3項（1）の本件仮駐車場土地への移動及び同項（2）の本件仮駐車場土地からの移動、並びに、申立人による第3項（2）の撤去・移動、第4項の各撤去・移動等について、駐車場利用者を含む第三者から請求、要望、申入れ等がなされたときは、相手方らの責任で、すべて対応・解決することとし、相手方らは、申立人に対し、何らの請求もしない。申立人の方で、駐車場利用者を含む第三者への対応が必要となった場合、その費用（弁護士費用を含む。）は、相手方らの負担とする。

7 (1) は、本件1土地のうち別紙範囲図イロの各点を直線で結んだ線よりも北西側の部分の土地及び本件2土地のうち別紙範囲図ロハの各点を直線で結んだ線よりも北西側の部分の土地上のコンクリート床板、アスファルト舗装土間コン階段及び野立平看板並びに地衣類その他の建築物等の撤去等について、本調停終了後も、申立人との間で誠実に協議するものとする。

(2) は、別紙物件目録記載6から13までの各土地上に存在する、
,
の所有（共有）する同目録記載5の共同住宅、専用住宅、倉庫、事務所及び看板並びに竹木土石その他の建築物等の撤去等について、本調停終了後も、申立人との間で誠実に協議するものとする。本調停成立後、が、これら物件について自身の有する所有権ないし共有持分権を、に譲渡した場合も同様とし、に譲渡した場合にあっては、は、本調停終了後も、申立人との間で誠実に協議するものとする。

8 相手方らは、申立人の施行する本土地区画整理事業に協力するものとする。

9 調停費用は各自の負担とする。

物件目録

1 所 在

地 番

地 目

地 積

2 所 在

地 番

地 目

地 積

3 所 在

地 番

地 目

地 積

4 所 在

地 番

地 目

地 積

5 所 在

家屋番号

種 類

構 造

床面積

6 所 在
地 番
地 目
地 積

7 所 在
地 番
地 目
地 積

8 所 在
地 番
地 目
地 積

9 所 在
地 番
地 目
地 積

10 所 在
地 番
地 目
地 積

11 所 在
地 番
地 目
地 積

1 2 所 在

地 番

地 目

地 積

1 3 所 在

地 番

地 目

地 積

議案第 59 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の市道の路線を廃止するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
田口東 38 号線	東広島市西条町田口字東子 2564 番 3 地先	東広島市西条町田口字滝原 264 番 3 地先	
正力西 2 号線	東広島市八本松町正力字金谷 2028 番 1 地先	東広島市八本松町正力字石道 1807 番地先	
正力西 14 号線	東広島市八本松町正力字勘代地 1889 番 1 地先	東広島市八本松町正力字石道 1788 番 1 地先	
中組正力線	東広島市八本松飯田八丁目 1213 番 2 地先	東広島市八本松町正力字石道 1785 番 2 地先	
正力西 13 号線	東広島市八本松町正力字石道 1799 番 3 地先	東広島市八本松飯田三丁目 2180 番 2 地先	

(提案理由)

住宅団地の開発及び八本松スマートインターチェンジ整備事業に伴い、終点の変更を行う市道の路線等を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第 8 条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 60 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
寺家南 72 号線	東広島市西条町寺家字貞松 4963 番 4 地先	東広島市西条町寺家字貞松 4963 番 7 地先	
寺家南 73 号線	東広島市西条町寺家字六日市 7020 番 8 地先	東広島市西条町寺家字六日市 7020 番 9 地先	
下見 56 号線	東広島市西条町下見 4270 番 15 地先	東広島市西条町下見 4268 番 7 地先	
田口東 60 号線	東広島市西条町田口字東子 2638 番 1 地先	東広島市西条町田口字東子 2635 番 7 地先	
御 蘭 宇 東 8 7 号 線	東広島市西条町御蘭宇字叔母原 10708 番 29 地先	東広島市西条町御蘭宇字叔母原 10708 番 35 地先	
助 実 43 号 線	東広島市西条町助実字宮ノ前 1527 番 22 地先	東広島市西条町助実字宮ノ前 1527 番 24 地先	
米満東 16 号線	東広島市八本松町米満字閔前 714 番 10 地先	東広島市八本松町米満字閔前 714 番 17 地先	
正力西 15 号線	東広島市八本松町正力字金谷 1992 番 1 地先	東広島市八本松町正力字金谷 2024 番 1 地先	
正力西 16 号線	東広島市八本松町正力字勘代地 1878 番 3 地先	東広島市八本松町正力字美ノ越 10675 番 19 地先	
田口東 38 号線	東広島市西条町田口字東子 2564 番 3 地先	東広島市西条町田口字滝原 4022 番 7 地先	
正力西 2 号線	東広島市八本松町正力字金谷 2028 番 1 地先	東広島市八本松町正力字金谷 2028 番 1 地先	
正力西 14 号線	東広島市八本松町正力字	東広島市八本松町正力字	

	勘代地 1 8 8 9 番 1 地先	光堂寺 1 7 5 4 番 1 地先	
中組正力線	東広島市八本松飯田八丁 目 1 2 1 3 番 2 地先	東広島市八本松町正力字 石道 1 8 1 0 番 1 地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路、八本松スマートインターチェンジ整備事業に伴う新設道路及び市道の路線の廃止に伴い終点の変更を行う路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 61 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和 55 年東広島市条例第 5 号）に基づき設置された東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
志和市民グラウンド	株式会社伯和 代表取締役社長 安本 政基	東広島市八本松西一丁目 3 番 4 号

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

志和市民グラウンドの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 6 2 号

請負契約の締結について

令和 7 年度未来都市形成事業旧竹仁小学校改修工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 契約の目的

令和 7 年度未来都市形成事業旧竹仁小学校改修工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

4 億 3,119 万 8,900 円

4 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目 2 番 51 号

株式会社てらお建設

代表取締役 永 見 敦

(提案理由)

令和 7 年度未来都市形成事業旧竹仁小学校改修工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 1 億 5,000 万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 6 3 号

請負契約の変更について

令和 7 年 2 月 2 6 日議決第 2 2 号により議決を経た令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津桟橋改築工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 2 億 8,710 万円」を「3 契約金額 3 億 2,959 万 9,600 円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津桟橋改築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 64 号

請負契約の変更について

令和 6 年 9 月 19 日議決第 100 号により議決を経た令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6-2）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

「3 契約金額 4 億 1,250 万円」を「3 契約金額 3 億 6,760 万 1,300 円」に改める。

(提案理由)

令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6－2）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 65 号

東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例 の制定について

東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、東広島市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計において予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は

一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、東広島市企業版ふるさと納税基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 66 号

東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の 制定について

東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条－第 33 条）

第 3 章 雜則（第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児

等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等

支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通

園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。第28条において同じ。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければ

ばならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場

所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取り扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければなければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう

に、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育事業を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若し

くは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回

線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするとときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等

支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正により新たな給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

子ども・子育て支援法

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

第54条の3 第44条から第54条までの規定（一略一）は、前条第1項の確認を受けた者（一略一）について準用する。一略一

東広島市行政手続条例の一部改正について

東広島市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市行政手続条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続条例（平成 10 年東広島市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の右に「及び第 4 項」を、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」

を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東広島市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に合わせて、聴聞の通知の方式の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に關し、条例を制定することができる。

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「初任給調整手当」の右に「（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第 4 条に次の 1 号を加える。

（9）保育所、認定こども園又は幼稚園に勤務する職員の給食費

第 13 条第 2 項第 1 号中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2）前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、3 万 2,900 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第 22 条の 5 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

第 13 条第 3 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 6 項中「及び」を「、」に、「」の」を「」及び前項に定める額の」に、「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同条第 7 項中「最初の月」の右に「（当該月に通勤手当を支給

することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同条第9項中「自動車等」の右に「及び駐車場」を加える。

第20条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第22条の見出しを削り、同条の前に見出しそして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第22条の4を第22条の5とし、第22条の3を第22条の4とし、第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項、第6条及び第7条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第12条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に東広島市の休日を定める条例第1条第1項第2号及び第3号に規定する市の休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条の2第3項及び第4項中「第22条の4」を「第22条の5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は公布の日から施行する。

2 改正後の第20条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の第20条第1項の規定を適用する場合には、改正前の第20条第1項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第20条第1項の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

5 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第22条の2第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の職員の給与を改定し、職員の給与からその相当額を控除することができるものとして、保育所等に勤務する職員の給食費を追加するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 69 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市歴史文化基本構想策定委員会の項を削り、同表東広島市史編さん委員会の項の次に次のように加える。

史跡西条酒蔵群保存活用 計画策定委員会	史跡西条酒蔵群保存活用計画の策定並びに史跡西条酒蔵群の保存管理及び整備活用に関する重要な事項を審議すること。
------------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

附属機関を新たに設置し、及び廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第70号

東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の右に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものとの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附則第10条の2中第21項を第23項とし、第20項を第22項とし、第19項の次に次の2項を加える。

20 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第1

8条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第20項及び第21項の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、公示送達の方法の見直しを行うとともに、黒瀬川流域が特定都市河川流域に指定されることに伴い、認定計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徵収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 71 号

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部改正について

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条
例（平成 27 年東広島市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を削り、同表中 5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

別表第 2 の 1 の表中「規定されている事務」の右に「及び法第 9 条第 1 項に規定
する準法定事務」を加え、同表 1 の項特定個人情報の欄中「生活保護法」の右に「
(昭和 25 年法律第 144 号)」を加え、同表に次のように加える。

20 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（別表第 3 の 2 の項において「外国人生活保護関係事務」という。）であって規則で定めるもの	1 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 2 地方税関係情報であって規則で定めるもの 3 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 4 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金に関する情報であって規則で
-------	--	---

	<p>定めるもの</p> <p>6 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>8 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>9 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>10 後期高齢者医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>11 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>12 障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>13 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>14 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</p>
--	--

別表第2の2の表4の項を削り、同表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

別表第3の2の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を「外国人生活保護関係事務」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、新たに設けられた個人番号を利用することができますの事務に準ずる事務として、外国人生活保護関係事務が位置付けられたことに合わせて、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（－略－）又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関する保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

－略－

議案第72号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の2.89」を「100分の2.82」に改める。

第7条中「1万2,211円」を「1万2,245円」に改める。

第8条第1号中「7,841円」を「7,721円」に改め、同条第2号中「3,920円」を「3,860円」に改め、同条第3号中「5,880円」を「5,790円」に改める。

第9条中「100分の2.35」を「100分の2.52」に改める。

第10条中「1万1,996円」を「1万2,937円」に改める。

第11条中「5,814円」を「6,261円」に改める。

第25条第1項第1号ウ中「8,548円」を「8,572円」に改め、同号エ(ア)中「5,489円」を「5,405円」に改め、同号エ(イ)中「2,744円」を「2,702円」に改め、同号エ(ウ)中「4,116円」を「4,053円」に改め、同号オ中「8,398円」を「9,056円」に改め、同号カ中「4,070円」を「4,383円」に改め、同項第2号ウ中「6,106円」を「6,123円」に改め、同号エ(ア)中「3,921円」を「3,861円」に改め、同号エ(イ)中「1,960円」を「1,930円」に改め、同号エ(ウ)中「2,940円」を「2,895円」に改め、同号オ中「5,998円」を「6,469円」に改め、同号カ中「2,

907円」を「3,131円」に改め、同項第3号ウ中「2,443円」を「2,449円」に改め、同号エ(ア)中「1,569円」を「1,545円」に改め、同号エ(イ)中「784円」を「772円」に改め、同号エ(ウ)中「1,176円」を「1,158円」に改め、同号オ中「2,400円」を「2,588円」に改め、同号カ中「1,163円」を「1,253円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,832円」を「1,837円」に改め、同号イ中「3,053円」を「3,061円」に改め、同号ウ中「4,884円」を「4,898円」に改め、同号エ中「6,106円」を「6,123円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徵収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第73号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」とい
う。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査
(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康
診査をいう。同表において同じ。)（以下この項において「健康診断等」とい
う。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそ
れぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童
相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げ
る健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診 査又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、乳幼児に対する健康診査が行われた場合における家庭的保育事業者等の健康診断の実施義務を緩和するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第74号

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに乳児等通園支援事業」を「その他」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の右に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条中「及びその」の右に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を実施する場合の特例措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。—略—

議案第 75 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 16 年東広
島市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

吉川工業団地西地区	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画吉川工業団地西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
八本松駅前土地区画整理区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画八本松駅前土地区画整理区域地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次の 2 表を加える。

4.1 吉川工業団地西地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 次に掲げる事業を営む工場 ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造 イ 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ

ダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

ウ マッチの製造

エ セルロイドの製造

オ ニトロセルロース製品の製造

カ ビスコース製品の製造

キ 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）

ク 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造

ケ 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造

コ 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）

サ 石炭ガス類又はコークスの製造

シ 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

ス たんぱく質の加水分解による製品の製造

セ 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）

ソ ファクチス又は合成樹脂の製造

タ 肥料の製造

チ 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造

ツ 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

テ アスファルトの精製

ト アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

ナ セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

ニ 金属の溶融又は精練（容量の合計が 50 リットルを超えない）るつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除

	<p>く。)</p> <p>(2) 住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区に立地する事業施設の従事者のための共同住宅及び寄宿舎を除く。）</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) ダンスホールその他これに類するもの</p> <p>(10) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p> <p>(11) ホテル又は旅館</p> <p>(12) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(13) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(14) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>(15) 病院</p> <p>(16) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（当該地区に立地する事業施設の従事者のための店舗及び飲食店を除く。）</p>
容積率の最高限度	10分の30とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

4.2 八本松駅前土地区画整理区域

建築制限の事項	建築制限の内容	
建築物の用途の制限	A地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 自動車教習所</p> <p>(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(3) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</p> <p>(4) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原</p>

		動機を使用する魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。) 又は建具屋で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えないもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) 、自動車修理工場及びガソリンスタンド併設小規模自動車工場 (原動機を使用する作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えないもの) を除く。)
	B 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎 (2) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの (原動機を使用する魚肉の練製品の製造及び糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。) 又は建具屋で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えないもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) 及び自動車修理工場を除く。)
建築物の敷地面積の最低限度		165 平方メートルとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) の規定による仮換地指定又は換地処分により 165 平方メートル未満となるものについて、その全部を一の敷地として使用するとき。 (2) 次に掲げる建築物を建築するとき。 ア 現金自動預入払出兼用機、コイン精米機その他これらに類する機械の設置の用に供する建築物 イ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
建築物の壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から土地区画整理事業の事業計画で位置付けられた区画道路 (特殊道路を除く。) の境界までの水平距離は、1.5 メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度	B 地区	建築物の軒の高さの最高限度は、当該建築物の敷地の地盤面から 15 メートルとする。ただし、良好な居住環境を阻害することができないと認められるものについては、この限りでない。

備考 この表において「A 地区」と「B 地区」とは、八本松駅前土地区画整理区域地区計画の地区整備計画において定められた地区の区分をい

う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島都市計画吉川工業団地西地区地区計画及び八本松駅前土地区画整理区域地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにこれらの地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略一）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第 76 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

東広島市長 高 埼 廣 德

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 12 年東広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項から 8 の項まで及び 19 の項から 22 の項までの規定中「同法第 87 条の 4 に規定する」を「建築基準法施行令第 129 条の 3 第 1 項各号に掲げる」に改める。

別表第 3 の 54 の項を次のように改める。

54 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 163 条の 59 第 1 項の規定による要除却等認定マンションに係るマンションの建替え又は更新による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションに係るマンションの建替え又は更新による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	申請 1 件につき		160,000 円
---	---	-----------	--	-----------

別表第 3 備考中「から 12 の項まで」を「、9 の項から 11 の項まで」に、「24 の項から 26 の項まで」を「25 の項、26 の項」に、「44 の項まで」を「43 の項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に合わせて、建築物の確認及び検査の申請に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査に係る手数料の徴収の対象となる建築物の範囲を変更するとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に合わせて、特例許可の申請に対する審査に係る手数料の改定その他所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

東広島市火災予防条例の一部改正について

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例

東広島市火災予防条例（平成16年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条」の右に「、第11条の2」を加える。

第11条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第11条の2とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第11条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）には、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、こ

の限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第9号から第12号まで及び第14号から第17号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第8条第1項の規定を準用する。

第13条の2第1項中「第79条第1項第14号」を「第79条第1項第15号」に改める。

第41条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の右に「、感震ブレーカー」を加える。

第57条第1項第4号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。

第79条第1項中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正により、対象火気設備等として新たに簡易サウナ設備が追加されることに伴い、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防法（昭和23年法律第186号）

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

